

公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長の任期に関する規程

2008年9月22日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長選考会議規程第2条及び第10条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学の学長となる理事長（以下「理事長・学長」という。）の任期に関する事項を定めるものとする。

(理事長・学長の任期等)

第2条 理事長・学長の任期は、4年とする。

2 理事長・学長は、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(雑則)

第3条 この規程の改廃は、公立大学法人神戸市外国語大学理事長・学長選考会議の議を経て行なう。

附 則

1 この規程は、2008年9月22日から施行する。

2 地方独立行政法人法の規定により、公立大学法人神戸市外国語大学の成立の時に任命された理事長・学長の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、定款附則第3項に規定する任期とし、第2条第2項ただし書の規定の適用については、廃止前の神戸市外国語大学条例第5条に規定する神戸市外国語大学学長として在任した期間を理事長・学長として在任した期間とみなす。

附 則

この規程は、2014年10月1日から施行する。